新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整３５７号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、３ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和３年５月１４日付け国自安第１０号、国自旅第４０号、国自整第３１号により、その取扱いを令和３年９月３０日まで延長しているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車については、本取扱いは令和３年１２月３１日までとなりましたのでお知らせします。

また、休車期間を令和３年９月３０日までと申請（令和３年６月３０日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間は令和３年１２月３１日までに、休車期間が１２ヶ月以上の車両については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号付けの通達の１．（２）の「３ヶ月点検」は「１２ヶ月点検」と読み替えるものとします。